

『マイナ保険証』 INFORMATION

医療機関・薬局の受付では 『マイナ保険証』をぜひご利用ください!



『マイナ保険証』をお持ちでなくても、『資格確認書』でこれまで通り医療にかかれます

『マイナ保険証』は、保険証利用登録を行った『マイナンバーカード』のことです。詳しくは右のQRコードから。

『マイナ保険証』にかかわる基本的な情報を簡単に確認するには



『マイナ保険証』と『資格確認書』の説明動画(手話・字幕付き)は



	マイナ保険証	マイナ保険証が医療機関で利用できないとき		資格確認書
確認方法		 & 資格情報のお知らせ 令和〇年〇月〇日発行 (保険者名) (保険者番号) 記号 000 番号 00000000 (後番) 00 氏名 佐藤 太郎 誕生日 3月 受診の際にはマイナ保険証が必要ですよ	 & マイナポータル	
仕様	マイナンバーカード	マイナンバーカードと資格情報のお知らせ *ソニー健保加入者専用「マイページ」の通知書・証明書画面に掲載	マイナンバーカードとマイナポータルの情報	A4判専用用紙
対象	原則全員	<ul style="list-style-type: none"> ● システム障害等でマイナ保険証が読み取れない場合 ● オンライン資格確認システム未導入の医療機関等を利用する場合 		マイナ保険証を利用できない方(未保有等)
有効期限	① マイナンバーカード自体 発行日から10回目の誕生日まで(未成年は5回目の誕生日まで) ② マイナンバーカードに内蔵されている電子証明書 発行日から5回目の誕生日まで 【注意点】 マイナンバーカード自体の有効期限が切れた場合、マイナ保険証として利用できない。ただし、電子証明書の有効期限切れの場合、有効期限切れから3か月間は、マイナ保険証(資格情報の提供のみ)としての利用は可能。自治体から期限前に通知あり。			1年

ソニー健保の資格確認書

- 『マイナンバーカード』未保有等で『マイナ保険証』の利用ができない方に交付します。
- 複製防止加工されたA4判の専用用紙で発行し、有効期間は1年です。(毎年8月末を有効期限とします)
- 医療機関や薬局の窓口で行われる、受診者の健康保険加入資格確認はオンラインで行われるため、『マイナ保険証』のほうが窓口での手続きがスムーズです。『マイナ保険証』の利用をお勧めします。



【重要】

従来の健康保険証のソニー健保への返却は不要です。ご自身で破棄いただきますようお願いいたします。

『マイナンバーカード』の有効期限は、
カード本体だけではなく、電子証明書の有効期限もあります！
電子証明書更新手続きの案内が届いたら忘れず手続きをしてください

デジタル庁 総務省 警察庁 厚生労働省 国税庁

マイナンバーカード

取得して5年目または10年目の方へ
更新の手続きのご案内
 \2、3ヶ月前に封筒が届くので、手続きしてね！/\

5年
ごと

電子証明書の更新

ICチップ内の電子証明書を更新！



10年
ごと

カード本体の更新

写真も含めてカード本体を更新！



**カードと電子証明書の
 有効期限はマイナンバーカードの
 表面で確認できます**

電子証明書の有効期限が記載されていない方は、右記二次元コードよりマイナポータルにログイン後、トップページからマイナンバーカードを選択して確認できます。



<https://myna.go.jp/>

\更新は有効期限の3ヶ月前からできます！/\



デジ庁 カード更新

検索

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/expiration-date>

My Melody © 2025 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L662363

マイナンバーカードに関するお問い合わせ

マイナンバー

平日 9:30～20:00 土日祝 9:30～17:30 (年末年始を除く)

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

※紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止
 については24時間365日受け付けます